

平成 20 年度

人 権 教 育 ・ 啓 発
事 業 実 施 計 画

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

目 次

・ 知事直轄組織（知事室長 G）	・ ・ ・ ・ ・	1
・ 知事直轄組織（職員長 G）	・ ・ ・ ・ ・	7
・ 総務部	・ ・ ・ ・ ・	1 1
・ 企画環境部	・ ・ ・ ・ ・	1 9
・ 府民労働部	・ ・ ・ ・ ・	2 1
・ 府民労働部（人権啓発推進室）	・ ・ ・ ・ ・	2 9
・ 保健福祉部	・ ・ ・ ・ ・	3 9
・ 商工部	・ ・ ・ ・ ・	4 5
・ 農林水産部	・ ・ ・ ・ ・	4 7
・ 土木建築部	・ ・ ・ ・ ・	4 9
・ 出納管理局	・ ・ ・ ・ ・	5 1
・ 企業局	・ ・ ・ ・ ・	5 3
・ 警察本部	・ ・ ・ ・ ・	5 5
・ 教育庁	・ ・ ・ ・ ・	5 9

知事直轄組織（知事室長）

所 掌 事 務	・ 広報紙や広報テレビ・ラジオ番組放送による府民への人権啓発
	・ 府政記者に対する人権に配慮した取材・報道の要請
	・ 在住外国人・留学生の支援

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	
	特定職業等 従事者	マスメディア関係者
	人権問題	外国人

所管事項に 関する 課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障害のある人、女性、外国人に関わるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要。 ・ 在住外国人や海外からの人材の受入に伴う社会への影響や受入の効果について、人権尊重に基づいた正しい認識と十分な府民理解が必要。 ・ 在住外国人や海外からの人材が、地域に定着してもらえるよう、きめ細かな生活滞在環境の改善やホスピタリティー（温かい受入）の向上、文化的多様性に配慮した多文化共生の交流型社会の形成が重要。
----------------------	--

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に生じている問題も踏まえて、各種広報媒体を活用し人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行う。 ・ 在住外国人等の人権啓発について、あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護を目指し、新聞やラジオ等による啓発活動に取り組む。 ・ 外国籍府民が安心して生活するために必要不可欠な生活情報を、ホームページやラジオ放送を通じて提供するとともに、外国語による生活相談を実施する。 ・ 地域の国際交流の促進を図るため、京都府名誉友好大使の活用や、小中高等学校等で外国語指導等を行う外国青年の招致を行うとともに、国際理解のための事業を実施する（財）京都府国際センターの活動を支援する。 ・ アパート等民間住宅に入居する留学生を支援するために、府内大学や行政、関係機関等が連携して住宅保証制度を運営するとともに、外国人研究者・留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施する。
-------	---

【知事直轄組織（知事室長G）】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）	
マスメディア関係者に対する働きかけ		随時	府政記者に対し、府政記者の異動の都度「新京都府人権教育・啓発推進計画」の趣旨を説明するほか、人権に配慮した取材・報道を要請	広報課	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				マスメディア関係者
	計画の推進策				
	人権問題				
きょうと府民だよりの発行		8月 (人権強調月間)	府政広報紙による人権啓発 〔内 容〕 ・ 8月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・ 12月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・ 他月号：人権にかかわりのある記事（コラム）を掲載 〔数 量〕 毎月 1, 150, 000部（別途文字拡大版1,500部・点字版490部、テープ版550本）	広報課	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者	12月 (人権週間)			
	計画の推進策	ほか			効果的な手法による人権教育・啓発の実施
	人権問題		全般		
テレビ番組放送 しゅんかん 旬 感☆きょうと府 つき 月イチ☆きょうと府		8月 12月	人権問題を取り上げて構成した広報テレビ番組の放送 〔放送局〕 KBS京都 〔放送内容〕 ・ 8月及び12月に人権特集	広報課	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施			
	人権問題		全般		

【知事直轄組織（知事室長G）】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）	
テレビスポット放送		5月 (憲法週間) 8月 (人権強調月間) 9月 (就職採用選考)、 12月 (人権週間)、 3月 (卒業・就職)	人権問題に関するスポット放送 [放送局] KBS京都 [放送内容] 各実施月に応じて構成した30秒スポット	広報課	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				効果的な手法による人権教育・啓発の実施
	人権問題				
ラジオ番組放送 〔きょうとほっと情報〕		5月 8月 9月 12月	人権問題を取り上げて構成した広報ラジオ番組の放送 [放送局] KBS京都 [放送内容] 各実施月に応じて構成	広報課	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				効果的な手法による人権教育・啓発の実施
	人権問題				
ラジオ番組放送 〔Kyoto Prefecture Public Line〕		8月 12月	人権問題を取り上げて構成した広報ラジオ番組の放送 [放送局] エフエム京都 [放送内容] 放送時期に応じて構成	広報課	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				効果的な手法による人権教育・啓発の実施
	人権問題				

【知事直轄組織（知事室長G）】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
ラジオ番組放送 [Kyoto Prefecture Eyes]		8月 12月	人権問題を取り上げて構成した広報ラジオ番組の放送 [放送局] エフエム京都 [放送内容] 人権強調月間及び人権週間に京都府の取組等を広報	広報課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
	人権問題			
ラジオスポット放送		5月 (憲法週間) 8月 (人権強調月間) 12月 (人権週間)	人権問題に関するスポット放送 [放送局] エフエム京都 [放送内容] 各実施月に応じて構成した30秒スポット	広報課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
	人権問題			
ラジオスポット放送		12月	人権問題に関するスポット放送 [放送局] KBS京都 エフエム京都 [放送内容] 人権週間をフォローする形で、冬休みを中心に若年層に訴える内容の20秒スポット	広報課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
	人権問題			

【知事直轄組織（知事室長G）】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
新計画との関係	外国語生活ガイド作成	通年	[目的・概要] （財）京都府国際センターホームページにおける府内在住の外国人に対する生活情報の提供 [内容] 英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語により提供	国際課
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
人権問題	外国人			
新計画との関係	外国語ラジオ番組放送	通年	府内在住の外国人に生活情報等を提供するラジオ番組 [放送局] FM CO・CO・LO [放送内容] 英語、中国語による生活情報・府政情報 ※ハングル、ポルトガル語については、ホームページを活用した新たな情報発信を展開・実施	国際課
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
人権問題	外国人			
新計画との関係	多言語による府政情報の発信	通年	府のホームページを多言語化（英語・中国語・ハングル） メールマガジン「きょうとほっと情報」（英語版）の発信（2回/月）	国際課
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
人権問題	外国人			

【知事直轄組織（知事室長G）】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
新計画との関係	京都地域留学生住宅保証制度	通年	<p>（目的・概要） 「京都地域留学生住宅保証機構」が運営主体となり、外国人の留学生が民間アパート等に入居するために必要な連帯保証人を機関保証により確保する。</p> <p>（内容） 対象者：府内の大学等に在籍または入学許可された学生で「留学」の在留資格を取得または取得予定のもの 対象物件：協力事業者または大学の生協、（財）日本国際支援協会からの斡旋、仲介によるもの 申請条件：留学生が大学、大学から機構を通して申請 機構運営機関：18大学、（財）大学コンソーシアム京都、（財）京都府国際センター、（財）京都市国際交流協会、（財）日本国際支援協会の22機関 （府、市はオブザーバーとして参加） 事務局：（財）大学コンソーシアム京都</p>	国際課
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	外国人		
新計画との関係	外国人研究者・留学生等のための居住支援	通年	<p>1 外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居 （目的・概要） 外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施 （内容） 6月、10月、2月に大学を通して入居者を募集</p> <p>2 短期滞在外国人研究者等のための住宅確保 （目的・概要） 特別賃貸府営住宅を活用し、京都に短期間（原則1年以内）滞在する外国人研究者等に対して住宅を提供 （内容） 主 体：KYOの海外人材活用推進協議会（事務局：京都府国際課） 確保住宅：岩倉長谷団地2戸、洛西竹の里団地1戸 提供時期：空室があれば随時、大学を通して入居者を募集</p>	国際課
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	外国人		

知事直轄組織（職員長グループ）

所 掌 事 務	府民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供できる職員育成のため研修を実施 ◆センター研修 ・職務基本コース ・職場学習支援コース ・自己学習支援コース 等 ◆職場研修
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者等	公務員（京都府職員）
	人権問題	同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等様々な人権問題

所 管 事 項 に 関 す る 課 題 認 識	京都府職員研修においては、人権が尊重される社会の実現に向けて、職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することはもちろんのこと、地域社会においても、積極的な役割を果たすことのできる職員の育成が重要である。
--	--

取 組 の 方 向	人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成するため、職員研修・研究支援センターにおける研修を実施するとともに、現場の実態を踏まえた職場研修を充実していくために、人権問題研修に中心的に取り組む職場研修指導者の指導力向上のための研修を実施する。 また、職員の人権感覚や人権意識を向上させる手段のひとつとして、全職員が、研修の履歴や、気づき等を記録する「人権研修ノート」を作成する。
-----------------------	--

【職員長G】

事業名		実施時期	概要				担当課(室)														
センター研修		随時	<p>人権尊重の理念や種々の人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を実施</p> <p>〔内容〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>研修テーマ</th> <th>講師</th> <th>研修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用年次・職務等で指定する職員</td> <td>人権尊重の理念、人権問題の現状と課題、人権行政の動向等</td> <td rowspan="2">学識経験者 府職員等</td> <td rowspan="2">講義・講演 ワークショップ等</td> </tr> <tr> <td>人権問題職場研修指導者・主任</td> <td>人権問題の現状と課題、人権行政の動向、研修企画・技法の習得等</td> </tr> <tr> <td>全職員</td> <td>様々な人権問題の現状と課題等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				対象者	研修テーマ	講師	研修方法	採用年次・職務等で指定する職員	人権尊重の理念、人権問題の現状と課題、人権行政の動向等	学識経験者 府職員等	講義・講演 ワークショップ等	人権問題職場研修指導者・主任	人権問題の現状と課題、人権行政の動向、研修企画・技法の習得等	全職員	様々な人権問題の現状と課題等			職員研修・研究支援センター
対象者	研修テーマ	講師	研修方法																		
採用年次・職務等で指定する職員	人権尊重の理念、人権問題の現状と課題、人権行政の動向等	学識経験者 府職員等	講義・講演 ワークショップ等																		
人権問題職場研修指導者・主任	人権問題の現状と課題、人権行政の動向、研修企画・技法の習得等																				
全職員	様々な人権問題の現状と課題等																				
部局研修・職場研修		随時	<p>人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、現場の実態を踏まえて各所属毎に研修を実施</p> <p>〔内容〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>研修テーマ</th> <th>講師</th> <th>研修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全職員</td> <td>人権尊重の理念、様々な人権問題等</td> <td>学識経験者、府職員等</td> <td>講義・講演、ワークショップ等</td> </tr> </tbody> </table>				対象者	研修テーマ	講師	研修方法	全職員	人権尊重の理念、様々な人権問題等	学識経験者、府職員等	講義・講演、ワークショップ等	各部局主管課等						
対象者	研修テーマ	講師	研修方法																		
全職員	人権尊重の理念、様々な人権問題等	学識経験者、府職員等	講義・講演、ワークショップ等																		
自己学習支援		5、8、12月	<p>府職員の人権意識の高揚に向けた自己啓発を支援するため人権関係情報を提供</p> <p>〔内容〕</p> <p>センターにおける人権問題研修講演録等</p>				職員研修・研究支援センター														
新計画との関係	<table border="1"> <tr> <td>人権教育・啓発の場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定職業従事者</td> <td>(6) 公務員</td> </tr> <tr> <td>計画の推進策</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人権問題</td> <td>全ての人権問題</td> </tr> </table>	人権教育・啓発の場		特定職業従事者	(6) 公務員	計画の推進策		人権問題	全ての人権問題												
人権教育・啓発の場																					
特定職業従事者	(6) 公務員																				
計画の推進策																					
人権問題	全ての人権問題																				

【職員長グループ】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
センター研修 （人権問題研修）		6月～ 11月	<p>人権尊重の理念や種々の人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するため、研修センターで実施する指導者研修について、（財）世界人権問題研究センターが主催する人権大学講座への参加により実施</p> <p>〔内容〕 講義</p> <p>〔対象〕 人権問題職場研修指導者</p>	職員研修・研究支援センター
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	5 調査・研究成果の活用		
	人権問題	全ての人権問題		

総務部

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員、医療関係従事者、消防職員など特定職業従事者に対する研修などの実施 ・私立学校や宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進にかかる支援 ・個人情報保護の推進 	人権教育・啓発の場	幼稚園、学校
		特定職業等	教職員・医療関係者・消防職員
		人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<p>教職員に対する研修については、広く人権問題全般について取り組むとともに、その時々の状況に合わせてふさわしいテーマに取り組み、教職員の意識の向上を図る必要がある。宗教関係者の研修会への参加者が固定化してきており更なる周知が必要である。個人情報については、事業者からの個人情報の漏えい事件の発生や、逆に個人情報に対する過剰な反応も見られる。</p> <p>なお、府立医科大学においては、医療従事者が多いことから、「患者」や「医療」などをテーマについても考慮が求められる。</p>
--------------	--

取組の方向	<p>教職員自らの人権意識の高揚を図るとともに、各校（園）で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に役立つ研修会の開催、人権教育資料の作成などを行う。宗教法人関係者の研修への参加については、関係団体と協力し、研修内容とともに周知方法の充実に努める。</p> <p>個人情報保護については、法律や条例などの周知、啓発を図るための取り組みを推進する。</p> <p>なお、府立の大学では、委員会や協議会と連携をとりながら、テーマについて選定するとともに、多くの教職員などが参加できるよう取り組みを進める。</p>
-------	---

【総務部】

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
人権教育資料の作成		3月	<p>私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として人権教育・啓発に関する資料を掲載した「人権教育資料」を作成・配布</p> <p>[数量] 6,000部</p> <p>[配布先] 府内の私立学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校)</p>	文教課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校		
	特定職業従事者	教職員		
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備		
	人権問題	さまざまな人権問題		
私立幼稚園人権教育研修会		12月	<p>各園教職員の人権意識の高揚を図るとともに、各園で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施</p> <p>[内容] 研修会：研修テーマ 「指導者としての人権意識の高揚と基本的人権尊重の精神の芽生えを培う指導について」 講師 未定</p> <p>[対象] 私立幼稚園の設置者、園長、教諭等</p> <p>[会場] 京都私学会館</p>	文教課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園		
	特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備		
	人権問題	さまざまな人権問題		
私立小・中・高等学校人権教育研修会		12月	<p>各校教職員の人権意識の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施</p> <p>[内容] 研修会：研修テーマ 「さまざまな人権問題を自らの生き方の問題として捉え、その解決に向けた実践的態度の育成を目指す人権教育の推進について」 講師 未定</p> <p>[対象] 私立小・中・高等学校の設置者、校長、教諭等</p> <p>[会場] 京都私学会館</p>	文教課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校		
	特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備		
	人権問題	さまざまな人権問題		

【総務部】

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
私立専修・各種学校人権教育研修会		12月	<p>各校教職員の人権意識の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施</p> <p>〔内容〕 研修会：研修テーマ 「さまざまな人権問題を自らの生き方の問題として捉え、その解決に向けた実践的態度の育成を目指す人権教育の推進について」 講師 未定</p> <p>〔対象〕 私立専修・各種学校の設置者、校長、教員等</p> <p>〔会場〕 京都私学会館</p>	文教課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校		
	特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備		
	人権問題	さまざまな人権問題		
宗教法人関係者人権問題研修会		9月 11月	<p>宗教団体あるいは地域社会における指導的な立場にある宗教法人関係者に対し、人権問題についての正しい理解と認識を一層深めるとともに、差別のない明るい社会の実現に資することを目的とする研修会</p> <p>〔内容〕 講演及び活動報告 研修テーマ 世界の平和と21世紀の人権確立及び豊かな人権文化を育むために人権の視点より宗教を考える。 講師：未定</p> <p>〔対象者〕 宗教法人関係者</p> <p>〔会場〕 南部地域会場（京丹波町以南の宗教法人対象） 北部地域会場（綾部市以北の宗教法人対象）</p>	文教課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場		
	特定職業従事者	宗教者		
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備		
	人権問題	さまざまな人権問題		

【総務部】

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
消防職員 初任科 消防職員 初級幹部科 消防職員 上級幹部科 (上記教育は消防学校の 教育訓練の基準による)		随時	① 事業の目的・概要 新たに消防職員として採用された者に対して、人権問題について正しい理解と認識をさせるとともに、各種消防業務で適切な対応を行えることを目的とする教育を実施する。 また、現任消防職員を対象とした、専科教育幹部科(初級、上級)においても同様に実施を予定している。 ② 内 容 ○種 別：講義形式等 ○議題等：未定 ○会 場：府立消防学校 ③ 受講人数 初任科 約60名 初級幹部科 約30名 上級幹部科 約20名	消防室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	消防学校		
	特定職業従事者	消防職員		
	計画の推進策			
	人権問題			
個人情報保護推進事業		随時	個人情報保護制度に係る啓発の実施 [内 容] 府ホームページ等における啓発 啓発パンフレットの配布	政策法務課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	さまざまな人権問題		

【総務部】

(以下、府立両大学分 参考)

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
人権論：医学部看護学科		4月 ～ 7月 計15回 各回1.5h	府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施 [内容] 人権論 [テーマ] 人権教育 外部講師：梅田 修（滋賀大学教授） [対象者] 看護学科学学生 [会場] 看護学学舎 [参加者] 約90人（各回）	府立医科大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
総合講義：医学部医学科		6月 ～ 1月 計8回 各回1.5h	府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施 [内容] 総合講義 [テーマ] 同和教育・人権教育 外部講師：秋定嘉和（池坊短期大学名誉教授）ほか3名 [対象者] 医学科学学生 [会場] 教養教育 [参加者] 約100人（各回）	府立医科大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			

【総務部】

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
教職員人権啓発研修 (全体研修)		9月 ～ 1月	<p>人権全般に係る項目、医療に係る項目、各種人権問題（新京都府人権教育・啓発推進計画に掲げられている課題）に係る項目を中心とした研修会を実施</p> <p>〔内容〕 研修会・講演会、啓発映画上映、講演録作成など 第1回 9月頃 人権問題全般（テーマ未定） 第2回 11月頃 医療と人権（"） 第3回 1月頃 各種人権問題（"）</p> <p>〔対象者〕 教職員（約1400人） 〔会場〕：本学</p> <p style="text-align: right;">各回2回×1.5h</p>	府立医科大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	教職員・社会 教育関係職員 医療関係者		
	計画の推進策			
	人権問題			
看護師新規採用者人権研修		4月	<p>医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施</p> <p>〔内容〕 講演会 テーマ等：人権問題について 講師：元岐阜大学教授 藤田敬一</p> <p>〔対象者〕 新規採用看護師、約60人 〔会場〕 府立ゼミナールハウス</p>	府立医科大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	医療関係者		
	計画の推進策			
	人権問題			

【総務部】

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
研修医オリエンテーション		4月	医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施 〔内容〕 講義 テーマ等：人権意識を磨く 講師：本学 病院管理課長 〔対象者〕平成20年度研修医、約40人 〔会場〕本学会議室	府立医科大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	医療関係者		
	計画の推進策			
	人権問題			
人権教育授業		前期 20年4月～8月 後期 20年10月～21年3月	府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施 〔内容〕 教養教育課目(予定) ・「人権論Ⅰ」 「人権に関する法理念・制度」 「人権の歴史」 「人権思想」 ・「人権論Ⅱ」 「文化と人権」 「社会と人権」 「自然科学と人権」 〔参加者〕 学部生 各期 150人	府立大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
教職員人権問題研修・学習会		7月～1月	府立大学の教職員を対象に、同和問題をより深く理解するためにも、広く人権問題全般について、その時々で重要なテーマに取組み、教職員の意識の向上を図るための研修・学習会を実施。なお、テーマと開催時期によっては、学生も含めた大学構成員を対象とした研修についても検討。 〔内容〕 未定(人権委員会、ハラスメント防止委員会等で検討・決定) 〔参加対象者〕 教職員 約220名 学部・大学院生 約2000名	府立大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
	計画の推進策			
	人権問題			

企画環境部

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・府政の総合的企画及び調整に関すること。 ・スポーツ及び生涯学習に関すること。 	人権教育・啓発の場	地域社会
		特定職業等	
		人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・「新京都府総合計画」において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに関する様々な人権問題は、非常に重要な課題として位置付けており、人々が人権の尊重を日常生活の習慣として身につけ実践できるように、あらゆる場、機会を通じて人権意識を高めるための人権教育・啓発など、人権問題に配慮した取組を進めることとしている。
--------------	--

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題について世界的視野に立った研究等を行い、その研究成果を広報誌や講座の開設等により府民へ還元を行っている（財）世界人権問題研究センターへの支援に努める。 ・各種講座情報を提供する「京の府民大学」や、生涯学習・スポーツ情報を提供するインターネット「京のOWN（OWN）ネット」の運営により、府民が行う人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援に努める。
-------	---

【企画環境部】

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
財団法人世界人権問題研究センター運営助成		通年	財団法人世界人権問題研究センターの運営に対して助成 (センターの目的) 人権問題について世界的視野に立った調査・研究を行い、広範な学問分野で研究機関・研究者と連携交流を促進することにより国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図る。 (センターが行う主な事業) (1)人権問題に関する調査・研究及び国際的な学術交流の推進 (2)人権問題に関する文献・資料等の収集と提供 (3)研究成果の公表のための図書の刊行及び講演会の開催等 (4)情報発信	企画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施 調査・研究結果の活用		
	人権問題			
「京の府民大学」開設事業		通年	府民の自主的な学習活動を支援するための各種講座等の情報提供 (内容) 京都府、府教育委員会、市町村、市町村教育委員会、大学等が府内各地で開催する講座、教室等を整理・体系化し、インターネットで府民に情報を提供。	スポーツ生涯学習学習室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
	人権問題			
生涯学習・スポーツ情報提供システム運営事業		通年	府民の自主的な学習活動を支援するためインターネットによりホームページ「京のOWN(オウン)ネット」から生涯学習・スポーツ情報を提供。 提供情報 ①講座・教室 ②イベント ③施設 ④団体・グループ ⑤人材 その他府民が活用できるコミュニケーションコーナー等を設置	スポーツ生涯学習学習室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
	人権問題			

府民労働部

所 掌 事 務	(府民労働部の所掌事務) ・ 男女共同参画の促進、安心・安全なまちづくり、青少年の健全育成、文化芸術の振興をはじめとする府民生活に関すること ・ 雇用対策、職業能力開発施策、雇用環境の整備など安定した雇用の実現に関すること	人権教育・啓発の場	企業・職場、地域社会
		特定職業等に従事者	
		人権問題	女性、子ども さまざまな人権問題(犯罪被害者等)

所管事項に関する課題認識	<p>府民労働部では、①女性、青少年に関わる問題、②犯罪被害者への支援、③企業等での公正採用選考において、人権の尊重される社会の実現に向けて、正しい理解と認識の啓発が求められる。</p> <p>① 女性に関わる問題では、女性への直接的な人権侵害行為であるDV問題、また、性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的な取扱いが依然として根強くあるなど男女共同参画の推進を進めていくことが課題</p> <p>② 犯罪被害者支援についても、多くの犯罪被害者やその家族が困難に直面し苦しんでいる現実があり、周囲の無理解によってさらなる被害を被ることがないよう府民への啓発を進めていくことが必要</p> <p>③ 企業等への公正採用選考啓発についても、人権意識の更なる高揚を図り、就職の機会均等を確保していくことが求められる。</p>
--------------	---

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> これらの課題に総合的・効果的に対応していくため、国・市町村等の連携を一層強化するとともに、民間団体との連携・協働により取組を進めていく。 また、人権問題に対する理解と認識を深め、人権意識の醸成を図るため、集中的かつ重点的に人権啓発を行うとともに、人権研修等に取り組む。
-------	---

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
犯罪被害者等支援活動推進費		随時	<p>社会全体で犯罪被害者をサポートできる環境づくりを推進するためのサポートチームによる総合的な支援とともに、(社)京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制を充実</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①総合的な相談窓口の設置 ②(社)京都犯罪被害者支援センターへの支援 ③犯罪被害者への理解促進を図る広報啓発 	安心・安全まちづくり推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	犯罪被害者		
公正採用選考啓発事業		6月	<p>職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正採用選考推進旬間啓発ポスター作成（6月10日／4,000枚） ・公正採用選考推進旬間新聞意見広告（6月10日掲載／京都・朝日・毎日・読売・産経） ・公正採用選考啓発TVスポット（6月10日～19日／KBS京都、15秒×25回） ・JIS規格履歴書の配付（随時） 	総合就業支援室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要				担当課（室）																										
企業内人権問題啓発セミナー		6月 9月	<p>企業・職場における人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人事担当者等を対象として、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催</p> <p>【内容】（今後、労働局と協議の上、内容に変更の可能性有）</p> <p>事業種別 研修会の開催</p> <p>テーマ等 テーマ：「企業・職場における人権」 講師：（財）世界人権問題研究センター研究員、大学教授等</p> <p>事業規模 公正採用選考推進旬間（6月10日～19日）に4回（府内4会場）開催 欠席企業を対象に9月中旬に1回（京都市内）開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催回数</th> <th>開催場所</th> <th>参加者数（見込）</th> <th>開催時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部</td> <td>1</td> <td>宇治市</td> <td>250</td> <td rowspan="3">6月中旬</td> <td rowspan="3">公正採用選考推進旬間期間中に開催</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>2</td> <td>京都市内</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>1</td> <td>舞鶴市内</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>欠席対象</td> <td>1</td> <td>京都市内</td> <td>—</td> <td>9月中旬</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					開催回数	開催場所	参加者数（見込）	開催時期	備考	南部	1	宇治市	250	6月中旬	公正採用選考推進旬間期間中に開催	中部	2	京都市内	1,100	北部	1	舞鶴市内	150	欠席対象	1	京都市内	—	9月中旬		総合就業支援室
	開催回数	開催場所	参加者数（見込）	開催時期	備考																												
南部	1	宇治市	250	6月中旬	公正採用選考推進旬間期間中に開催																												
中部	2	京都市内	1,100																														
北部	1	舞鶴市内	150																														
欠席対象	1	京都市内	—	9月中旬																													
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場																															
	特定職業従事者																																
	計画の推進策																																
	人権問題																																
中小企業労働相談事業		通年	<p>① 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解雇・賃金・労働条件など様々な労働問題について、専門相談員が無料で相談（フリーダイヤル（京都府内限定）も利用可） ・弁護士による特別労働相談も月に1回実施 <p>② 【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働相談 ・特別労働相談（弁護士による労働相談（要事前予約）） ・巡回相談（北部） ・☉非正規労働相談（月1回 土曜） <p>【場 所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都中小企業労働相談所（京都テルサ内） 				労政課																										
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場																															
	特定職業従事者																																
	計画の推進策																																
	人権問題																																

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
新KYOのあけぼのプラン啓発広報推進事業費		随時	京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「京都府男女共同参画計画－新KYOのあけぼのプラン」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき関係施策を総合的かつ円滑に推進 〔内 容〕 ・男女共同参画審議会の開催 ・女性政策推進本部、推進委員会の開催 ・女性団体懇話会の開催	女性政策課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	国・市町村・民間等との連携		
	人権問題	女性		
KYOのあけぼのフェスティバル開催事業		10月11日～12日	女性を中心とする幅広い府民の参加の下、男女共同参画社会の実現に向けた講演会、ワークショップ等を実施 〔内 容〕 講演会、ワークショップ等 〔会 場〕 女性総合センターほか	女性政策課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	女性		
KYOのあけぼの大学開催事業		随時	男女共同参画社会の実現を目指したセミナーの実施 〔内 容〕 セミナー等 〔会 場〕 女性総合センターほか	女性政策課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	女性		
女性国内交流事業(女性の船)		6月	府内の女性たちが男女共同参画について学習・交流を深めネットワークを築くとともに、豊かな地域づくりをめざす。 〔内 容〕 事前研修、班別研修（船内及び訪問先）、事後研修 〔訪問先〕 北海道 〔募集人数〕 100名	女性政策課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	女性		

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
女性顕彰事業		10月11日	女性の能力発揮を促すための顕彰事業 [内 容] 府内で活躍している女性で特に功績顕著な者の顕彰	女性政策課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	女性		
女性相談事業		随時	女性が抱える様々な問題解決のためのアドバイスや、個別、既存の相談機関では対応できない女性に関わる問題、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施 [内 容] ・女性・労働相談 ・専門相談（法律相談等） ・DVサポートライン ・女性起業・チャレンジ相談 ・女性再就職支援センター相談 [会 場] 女性総合センターほか	女性政策課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	女性		
ドメスティックバイオレンス対策事業		随時	DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者支援や防止対策を図るため、徹底的な普及啓発活動や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施 [内 容] ・啓発カードの作成・設置 ・集中啓発活動の実施 ・自立支援グループワーク ・DVサポートライン（再掲） [会 場] 女性総合センターほか	女性政策課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	女性		
保育ルーム設置促進事業		随時	乳幼児を持つ女性等の社会参画を促進するため、京都府が実施する講演会等に「保育ルーム」を設置	女性政策課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	女性		

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）	
女性総合センター運営助成事業		—	府の男女共同参画の推進に関する拠点施設である京都府女性総合センターの運営等に対して助成	女性政策課	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			
女性総合情報提供事業		—	女性総合センターの情報提供機能等の充実 〔内 容〕 ・関係データベースの整備 ・人材情報の提供等	女性政策課	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			
地域内職センター等設置運営事業		—	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成 〔対象団体〕 6団体、4市町	女性政策課	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			
女性団体育成事業		通 年	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワークづくり事業等に対して助成 〔助成対象〕 6団体	女性政策課	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	女性			

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
青少年社会環境浄化推進費		随時	青少年を取り巻く社会環境浄化に係る経営者や地域住民等の自主的な取組を推進 [内 容] 審議会の開催 有害図書指定 立入調査の実施 社会環境浄化推進員 広報・啓発活動 情報モラルポータルサイトの運営	青少年課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	青少年		

府民労働部（人権啓発推進室）

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発の総合企画及び調整 ・ 人権啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 幅広い府民啓発 ② 人権啓発に関する指導的人材の養成 	計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
			特定職業等 特従事者	公務員（府職員・市町村職員）
			人権問題	全般

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い府民を対象とした人権啓発を効果的に推進するため、マスメディアを活用した情報発信、開かれた親しみやすい啓発イベントの開催、職場や家庭、地域などでの取組を支える資料作成などに取り組んでいるが、さらに人権問題等に対する関心が薄い層への浸透に努める必要がある。 ・ 特に本年は世界人権宣言60周年に当たることから、「世界人権宣言60周年」等を契機として行われる国内外の取組等の機会を活用し、若者層及び人権問題等に関心の高い層（人権啓発サポーター）をはじめとした府民に対する取組を関係機関と連携・協力して、積極的に進めることが必要である。 ・ 人権問題等についての知識の習得に止まらず、様々な課題の解決に向けて積極的に行動しようとする意識の涵養に結びつく取組を進める必要がある。 ・ 同和問題について、偏見や差別意識の解消を図るための取組を進める必要がある。
--------------	--

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波媒体による年間を通じた啓発については、ラジオ（AM・FM）やテレビを活用し、人権問題に関する正しい知識の普及に止まらず、人権感覚を養うことを重視して取り組む。 ・ 特に若い世代に対する人権啓発の機会として、引き続きFMによる人権啓発ラジオ番組を放送するとともに、府内の大学における人権教育と連携した取組を進める。 ・ 人権問題に取り組むNPO法人等との連携・協働を進め、府民の自発的な取組の拡大・充実に努める。 ・ さまざまな機会を捉え、同和問題についての啓発を行うとともに、偏見や差別意識の解消を図るために市町村が行う住民交流事業等を支援する。
-------	--

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）	
新計画との関係	人権教育・啓発の場	8月 (人権強調月間)	小学生とその家族等を主な対象として実施する映画上映会、啓発パネル展示、NPO法人等の活動紹介など 〔上映作品数〕 各会場3作品 〔会場〕 府内6会場 〔日数〕 6日（各会場1日）	人権啓発推進室	
	特定職業従事者				
	計画の推進策				効果的な手法による人権教育・啓発の実施国・市町村・民間等との連携
	人権問題				
新計画との関係	人権教育・啓発の場	11月8日 9日	世界人権宣言60周年記念事業として法務省・京都市等と共催し、幅広い府民が人権問題について主体的に学ぶ機会となる親しみやすい総合イベントを人権問題に取り組むNPO法人等と連携して開催 〔主催〕 法務省・京都府・京都市・京都人権啓発推進会議・京都人権啓発活動ネットワーク協議会など 〔会場〕 みやこめっせ・京都会館 〔内容〕 ・講演会、コンサート等 ・人権関係NPO法人等活動紹介（ステージ発表・展示） ・人権啓発コンクール（ポスター・人権メッセージ）優秀作品展、人権啓発パネル展 ・地域芸能等紹介（ステージ発表・展示） ・人権相談 ほか	人権啓発推進室	
	特定職業従事者				
	計画の推進策				効果的な手法による人権教育・啓発の実施国・市町村・民間等との連携
	人権問題				
新計画との関係	人権教育・啓発の場	12月6日 12月7日	世界人権宣言60周年記念事業として向日市・長岡京市と共催し、幅広い府民・市民が人権問題について主体的に学ぶ機会となる親しみやすい総合イベントやワークショップをNPO法人等と連携して、乙訓地域一帯で開催 〔主催〕 向日市・長岡京市・京都人権啓発推進会議など 〔会場〕 向日市民会館・長岡京市立中央公民館ほか乙訓地域一帯 〔内容〕 ・講演会、コンサート等 ・NPO法人等活動紹介（ワークショップ・ステージ発表・展示） ・地域芸能等紹介（ステージ発表・展示） ・人権啓発パネル展 ・学校等地域ボランティアに対する研修支援 ほか	人権啓発推進室	
	特定職業従事者				
	計画の推進策				効果的な手法による人権教育・啓発の実施国・市町村・民間等との連携
	人権問題				

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）	
新計画との関係	人権教育・啓発の場	募集期間 7～9月	<p>小・中・高校生がポスター制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うために実施する絵画作品のコンクール</p> <p>〔応募資格〕 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒</p> <p>〔表彰〕 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞、優秀賞及び佳作</p> <p>〔その他〕 府内各地で優秀作品展を開催するとともに、啓発資料において作品を活用</p>	人権啓発推進室	
	特定職業従事者				
	計画の推進策				効果的な手法による人権教育・啓発の実施 国・市町村・民間等との連携
	人権問題				
新計画との関係	人権教育・啓発の場	募集期間 7～9月	<p>人権尊重などを表した50文字以内のメッセージの制作を通じて、多くの府民が人権について考える機会とするために実施するコンクール</p> <p>〔応募資格〕 府内に居住する者、又は通勤・通学している者</p> <p>〔表彰〕 最優秀賞、優秀賞及び佳作（予定）</p> <p>〔その他〕 府内各地で優秀作品展を開催</p>	人権啓発推進室	
	特定職業従事者				
	計画の推進策				効果的な手法による人権教育・啓発の実施 国・市町村・民間等との連携
	人権問題				
新計画との関係	人権教育・啓発の場	年間 10回 程度	<p>多くの府民に人権の大切さを訴えかけるため、憲法週間、人権強調月間、人権週間等の時期に市町村と連携して、人権問題に関するパネル等を府内の商業施設等に展示</p> <p>〔会場〕 京都市内・各広域振興局商業施設等</p> <p>〔展示物〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターコンクール入選作品 ・人権メッセージコンクール入選作品 ・NPO法人等の活動紹介資料など ・世界人権宣言60周年記念フェスティバル告知パネル等 	人権啓発推進室	
	特定職業従事者				
	計画の推進策				効果的な手法による人権教育・啓発の実施 国・市町村・民間等との連携
	人権問題				

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
府庁舎におけるパネル展 (通年/2号館)		通年	年間を通じて来庁者や職員に対して人権の大切さを訴えかけるため、人権問題に関するパネル等の資料を府庁舎に常設展示 〔会場〕 府庁第2号館東側ロビー 〔展示物〕 ・人権啓発推進室の取組 ・パネル(新京都府人権教育・啓発推進計画、国際連合関係パネル等) ・人権啓発コンクール(ポスター・人権メッセージ)入賞作品 ・人権啓発資料など	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
	人権問題			
ヒューマンフェスタ in 鴨川納涼		8月2日 3日	河川美化に係る啓発イベント「鴨川納涼」会場において人権に関する資料展示等を実施 〔内容〕 ・人権啓発資料等の展示・配布 ・NPO法人等の啓発パフォーマンス等の実施	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施 国・市町村・民間等との連携		
	人権問題			
街頭啓発		8月 (人権強調月間)	京都人権啓発推進会議構成団体等が連携して行う屋外啓発活動	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	12月 (人権週間)	〔京都市内〕 京都人権啓発推進会議構成団体による啓発物品配布 ・京都駅ビルにおけるコンサート(8月) ・京都市役所前広場からの街頭パレード(12月) 〔府広域振興局管内〕 各広域振興局ごとに編成した実施組織による取組として実施(啓発物品は京都人権啓発推進会議で統一提供)	
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
	人権問題			

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要	担当課(室)	
人権啓発地域活動事業		8月 (人権強調月間) ほか随時	各広域振興局が庁舎や地元産品などを活用して実施する啓発事業 〔内 容〕 ・人権啓発標語看板付きプランター花壇の設置 ・京都人権啓発フェスティバルや市町村のイベント等における資料展示 ・地元産品を活用した啓発物品の作成	人権啓発推進室	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				効果的な手法による人権教育・啓発の実施
人権問題					
人権啓発ラジオ番組〔AM放送〕		7～3月	府民が人権について主体的に考える機会とするため、人権をテーマとしたラジオ番組を放送 〔放送局〕 KBS京都 〔内 容〕 ・人権に関する正しい知識や最新の情報についての解説 ・人権に関する普遍的な考え方をテーマとした創作ドラマなど 〔放送回数〕 39回 〔時間枠〕 毎週日曜日 午後5時05分～10分	人権啓発推進室	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				効果的な手法による人権教育・啓発の実施、調査・研究結果の活用
人権問題		全般			
人権啓発ラジオ番組〔FM放送〕 〔Voice To You〕		4～3月	主に若者層に人権の大切さなどを訴えかけるため、人権をテーマにしたヴォイスメッセージを提供するラジオ番組を継続して放送 〔放送局〕 エフエム京都 〔内 容〕 音楽アーティストが人権にかかわりのあるテーマについて、自らの体験や思いをラジオリスナーに語りかけるもの 〔放送回数〕 52回 〔時間枠〕 毎週木曜日 午後10時25分～30分	人権啓発推進室	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				効果的な手法による人権教育・啓発の実施、調査・研究結果の活用
人権問題		全般			

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
人権啓発テレビ番組		8月 (人権強調月間)	府民が人権について主体的に考える機会とするため、身近な様々な人権問題を取り上げた番組を放送 [放送局] KBS京都 [内容] インターネットによる人権侵害について現状と課題、解決へ向けた取組の状況など [放送回数] 1回(予定) [時間枠] 未定(30分番組) [その他] 番組の一部を啓発資料化して活用	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
	人権問題	全般		
新聞意見広告		5月 (憲法週間)	人権啓発の重点的取組期間である「憲法週間」、「人権強調月間」、「人権週間」や年度末に人権の大切さなどを府民に訴えかけるため、新聞に啓発記事を掲載する。	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	8月 (人権強調月間)	[掲載紙] 京都・朝日・毎日・読売・産経(5・3月は京都のみ)	
	特定職業従事者		[段数] 京都新聞: 15段×3回(5月・8・12月) / 10段×1回(3月)	
	計画の推進策	12月 (人権週間)	他紙: 5段(8月) / 5段(12月)	
	人権問題	3月	[構成] ・人権尊重に関するメッセージ ・関連行事告知 など	
新聞意見広告 [人権口コミ情報]		12月 (人権週間)	「人権週間」の時期に府民が人権について考える素材を提供するため、人権に関する身近な様々な話題を取り上げ有識者のコメントを加えた記事を新聞に掲載する。	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場		[掲載紙] 京都新聞	
	特定職業従事者		[段数] 2段	
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	[日数] 10日間	
	人権問題	全般		

【府民労働部】

事業名		概要				担当課(室)	
啓発資料等作成		名称	内容	数量	配布計画	作成時期	
		人権口コミ講座	人権に関する様々な話題を取り上げた新聞広告記事「人権口コミ講座」を活用した啓発冊子	10,000	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	3月	
		Booklet 「京都人権情報」	人権問題にかかわる取組を行っているNPO法人等の活動紹介を行い、NPO法人の活動等に対する府民の理解促進とNPO法人等の連携を促進することを目的に作成	1,000	・市町村・府関係施設 ・NPO法人等 ・推進会議構成団体	3月	
		人権ぬり絵	芸術系大学の協力を得て作成する人権尊重に関する幼児向けぬり絵	15,000	・イベント・商業施設 ・府関係機関	4月	
		啓発ポスター	「憲法週間」(5月)、「人権強調月間」(8月)に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的に、芸術系大学における人権教育を通じ考案されたデザイン等を活用して作成するポスター	2,700	・市町村 ・府関係施設 ・推進会議構成団体 ・学校・商業施設等	5月 8月	
			「人権週間」(12月)に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的に、人権擁護啓発ポスターコンクール優秀作品を活用して作成するポスター	2,700	・市町村 ・府関係施設 ・推進会議構成団体 ・学校・商業施設等	12月	
新計画との関係	人権教育・啓発の場	人権カレンダー (点字版)	人権擁護ポスターコンクール優秀作品を活用し点字を併用した月めくり壁掛けカレンダー	3,600	・市町村・府関係施設 ・障害児(者)施設 ・推進会議構成団体	12月	
	特定職業従事者						
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	世界人権宣言60周年啓発冊子	世界人権宣言の意義、趣旨を啓発する冊子	10,000	・市町村 ・府関係施設 ・推進会議構成団体 ・学校・商業施設等	11月
	人権問題	全般					

人権啓発推進室

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
新計画との関係	人権啓発に関するホームページ	通年	<p>京都府ホームページの「人権啓発に関するページ」掲載データの充実及び定期的な更新</p> <p>〔構成〕</p> <p>①新京都府人権教育・啓発推進計画 ②人権啓発事業の案内 ③人権啓発資料の紹介 ④京都人権啓発推進会議の取組紹介 （街頭啓発・人権啓発フェスティバル・人権啓発コンクール等） ⑤関係する府の事業や市町村行事等の紹介 ⑥人権啓発テレビ・ラジオ番組（AM・FM）の内容紹介 ⑦京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の開催状況 ⑧人権啓発に対する府民の意見や情報提供希望の受付など</p>	人権啓発推進室
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施 国・市町村・民間等との連携		
	人権問題			
新計画との関係	人権啓発指導者養成研修会	未定	<p>職場や地域など府民の身近なところで、人権啓発を企画・実施する指導的人材を養成するための研修会を実施</p> <p>〔概要〕</p> <p>府人権啓発指導員・推進員、市町村管理職相当職員、京都人権啓発推進会議構成団体の管理職相当職員等を対象とする研修会</p> <p>〔内容〕</p> <p>新京都府人権教育・啓発推進計画に掲げる人権問題に関する識者の講義等</p> <p>〔講義数・日数〕</p> <p>未定</p> <p>〔会場〕</p> <p>京都テルサ</p>	人権啓発推進室
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	公務員		
	計画の推進策	指導者の養成調査・研究結果の活用		
	人権問題	全般		
新計画との関係	京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会	未定	<p>人権に関する相談内容が複雑多様化する中で、相談窓口の機関が連携協力して対応することができるよう、平成19年2月に庁内の相談機関等による「府民の人権を守る相談ネットワーク」を設置したが、この相談員等の相談技術・技能向上や相談員の相互交流を目的とした研修会</p> <p>〔概要〕</p> <p>府「府民の人権を守る相談ネットワーク」構成機関の担当職員、市町村の人権啓発や相談機関の担当職員、人権擁護委員、国の機関（京都地方法務局、京都労働局）の担当職員を対象とする研修会</p> <p>〔内容〕</p> <p>○相談技能と資質向上 ○相談員相互の経験交流</p> <p>〔講義数・日数〕</p> <p>未定</p> <p>〔会場〕</p> <p>未定</p>	人権啓発推進室
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	公務員		
	計画の推進策	相談員の技能向上・相互交流		
	人権問題	全般		

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
人権啓発活動再委託事業		通年	市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対して行う財政支援 （国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託） 〔対象事業〕 ①講演会の開催 ②資料の作成・配布 ③放送番組の提供 ④新聞広告の掲載 ⑤研修会の開催 ⑥その他（イベント、啓発グッズ作成等）	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会		
	特定職業従事者			
	計画の推進策	国・市町村・民間等との連携		
	人権問題			
人権問題啓発補助事業		通年	市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対して行う財政支援 （市町村の啓発事業に対する府の単独補助） 〔対象事業〕 ①人権問題に関する講演会及び研修会 ②人権問題に関する啓発資料の作成 ③その他（人権啓発事業に要する資材の購入、人権教育・啓発を推進するための市町村計画の策定に係る経費等） 〔補助率〕 1/2	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会		
	特定職業従事者			
	計画の推進策	国・市町村・民間等との連携		
	人権問題			
地域交流活性化支援事業		通年	市町村が隣保館等を活用して地域住民の交流を促進し相互理解やリーダーの育成等を図るための取組に対して行う財政支援 〔対象事業〕 ①講座、クラブ活動等交流事業 ②イベント交流事業 ③地域力活性化支援事業	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	同和問題		

【府民労働部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）	
新計画との関係	京都人権啓発行政連絡協議会事業	11月	京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方法務局、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、京都府及び京都市で構成）が府内企業を対象に人権問題について正しい理解と認識を深めるために実施する研修会 [内 容] 企業対象人権研修会	人権啓発推進室	
	人権教育・啓発の場				企業・職場
	特定職業従事者				
	計画の推進策				国・市町村・民間等との連携
	人権問題				
新計画との関係	京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業	通年	京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方法務局、京都府人権擁護委員連合会、京都府及び京都市で構成）に参画して実施する啓発活動 [内 容] ・京都人権啓発フェスティバル等の啓発事業の共催 ・府民への情報提供（ホームページ開設）	人権啓発推進室	
	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				
	計画の推進策				国・市町村・民間等との連携
	人権問題				

保健福祉部

所 掌 事 務	保健福祉部は、保健・福祉・医療など、府民の生命や暮らし、健康に直結した重要な分野を所掌しており、すべての府民が、安心・安全に生活できる社会の実現を目指して、取組を進めている。	人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園、地域社会、家庭
		特定職業等に従事者	医療関係者、保健福祉関係者
		人権問題	女性、子ども、高齢者、障害のある人、患者等、さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<p>少子・高齢化が進展し、また、核家族化や地域の連帯感の希薄化と相まって、子どもや高齢者などの生命や人権が危険にさらされる痛ましい事件が発生している。さらに、社会福祉に關わる諸制度が大きな変革期にある（介護保険法の改正、障害者自立支援法の施行、医療制度改革等）中で、府民が安心して生活できるセーフティネットのあり方が問われており、現地・現場、府民の視点に立った制度の構築・運用が特に重要な課題である。</p>
--------------	---

取組の方向	<p>(1) 単に制度のオペレーターに止まらず、保健福祉部が担う様々な施策の受け手たる府民の意識・感覚を職員が一定共有できる機会を積極的に確保する。また、地域の中で活動している府民の元に全職員が出向き、地域の課題を積極的にくみ取るよう組織的に進める。</p> <p>(2) 少子・高齢化の進行の中で生じてきている課題を把握し、制度変革の趣旨や目的等を正しく理解し、説明できる力を養う。</p> <p>(3) 家庭支援総合センターに示されるように、府民生活に関する諸課題は様々な要因が複雑に関連し、絡んでいることも多く、縦割りの弊害を排し、効果的に課題に対応できるよう、総合力の向上を目指し、連携や協働の重要性を認識できるよう取り組む。</p>
-------	---

【保健福祉部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
保健福祉部関係団体職員人権研修（保健福祉関係者）		未定	保健福祉関係団体職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深める研修を実施 [内 容] ・講 義 ・啓発映画上映 [対象団体等] （社）京都府栄養士会、（社）京都府看護協会、京都府老人福祉施設協議会、京都府介護支援専門員協議会、（社）京都府食品衛生協会、京都府医薬品配置協議会ほか [日 数] 1日（1会場） [会 場] 府職員福利厚生センター	保健福祉企画室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	保健福祉関係者		
	計画の推進策			
保育所職員研修事業		随時	家庭とともに人格形成期にある幼児の養育を担う保育所職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施 [内 容] 講義、ワークショップ等 [日 数] 7日（全体研修、管理者研修、人権擁護研修等開催区分ごとの延べ日数） [会 場] 府総合社会福祉会館 ほか	こども未来室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	保健福祉関係者		
	計画の推進策			
	人権問題			
児童虐待等重点支援事業		通年	児童虐待の予防等を図るため、関係機関によるネットワークを構築して実施する研修等 [内 容] ・研 修 ・講 演 ・啓発資材作成、配布等	こども未来室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	家庭		
	特定職業従事者	保健福祉関係者		
	計画の推進策			
	人権問題	子ども		

【保健福祉部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
保健福祉事業従事職員人権研修会		7月頃	保健福祉事業従事職員が様々な人権問題に対する認識・理解を高めることにより、府民一人一人の人権を尊重した保健福祉活動の推進を図る。 〔内容〕 ・研修会 〔テーマ〕 障害者・母子・高齢者虐待等から選定 〔事業規模〕 50名程度 〔対象者〕 市町村及び保健所等の関係者、50名程度)	健康増進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	保健福祉関係者		
	計画の推進策			
	人権問題			
エイズに関する普及啓発事業		12月	京都府エイズ予防月間（12月）を中心とした各種啓発活動 〔内容〕 ・研修会・参加型研修会の開催 ・エイズ予防啓発ボランティアの養成 ・エイズ予防啓発ボランティアグループ（紅紐）による学生祭典等での啓発 ・啓発ポスター配布 ・啓発パンフレット配布	健康対策室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	患者等		
ハンセン病対策啓発事業		6月	ハンセン病を正しく理解する週間（ ^⑩ 6月24日～30日）を中心とした各種啓発活動 〔内容〕 ・府内高校3年生全員に啓発リーフレットを配布 ・啓発パネル展の開催 ・ハンセン病入所者との交流会（8月頃） ・ふるさと墓参等里帰り事業（10月頃）	健康対策室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	患者等		
関係団体等と連携した研修等		通年	職員が講師として地域に出向き施策の説明や意見交換を行う機会を利用し、人権意識の啓発を行う。 〔内容〕 医療関係施設職員を対象とした研修（私立病院協会等）への講師派遣 福祉関係機関等の職員を対象とした講演等への講師派遣（分野：子ども、障害者、高齢者等） 出前語らいを利用した様々な人権問題についての正しい理解 （参考： ^⑩ 209件（内178件＝保健所／2月末現在） 〔日数〕 未定 〔会場〕 未定	保健福祉部
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	保健福祉関係者		
	計画の推進策			

【保健福祉部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
新計画との関係	社会福祉施設長研修会	8月	社会福祉施設管理者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施 [内 容] 研修会：社会福祉施設における人権擁護 [日 数] 1日 [会 場] 京都市内	地域福祉室 （京都府社会福祉協議会）
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者 保健福祉関係者			
	計画の推進策			
人権問題				
新計画との関係	社会福祉施設職員等研修	4月～	子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多い社会福祉施設職員等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施 [内 容] 研修会 [日 数] 6日 [会 場] 未 定	地域福祉室 （京都府社会福祉協議会）
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者 保健福祉関係者			
	計画の推進策			
人権問題				
新計画との関係	民生委員・児童委員協議会代表者研修会	6月	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための協議会代表者を対象とした研修会を実施 [内 容] 講 義 [日 数] 3日（3会場） [会 場] 未 定	地域福祉室
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者 保健福祉関係者			
	計画の推進策			
人権問題				
新計画との関係	民生委員・児童委員人権問題啓発研修会	実施時期 4月～	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を地域（保健所等）ごとに実施 [内 容] 講 義 [日 数] 11日（11会場） [会 場] 未 定	地域福祉室
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者 保健福祉関係者			
	計画の推進策			
人権問題				

【保健福祉部】

事業名		概要	要	
障害者に関するシンボルマークの普及		10月 12月	<p>障害のある人に対する理解と交流の促進に向け、障害者に関するシンボルマークの普及につとめるための取組を実施。</p> <p>〔内 容〕 バリアフリー月間（10月）、障害者週間（12月）等を活用した、耳マーク、ほじょ犬マーク、ハートプラスマーク等の普及・啓発</p>	福祉のまち推進室 障害者支援室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	障害のある人		
生活保護関係職員研修		4月 7月 11月	<p>地域住民と密接な関わりを持つ生活保護関係職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施</p> <p>〔内 容〕 講義、グループ討議</p> <p>〔日 数〕 ・新任職員研修：2日×2回 ・関係職員研修：2日間</p> <p>〔会 場〕 府職員福利厚生センター</p>	生活福祉室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	保健福祉関係者		
	計画の推進策			
	人権問題			
生活保護査察指導員会議		12月	<p>生活保護行政の指導的役割を担う生活保護査察指導員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施</p> <p>〔内 容〕 講義</p> <p>〔日 数〕 1日</p> <p>〔会 場〕 府職員福利厚生センター</p>	生活福祉室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	保健福祉関係者		
	計画の推進策			
	人権問題			

【保健福祉部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
障害者に対する理解と交流促進活動		事業ごと	<p>障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇「障害者週間」啓発活動促進事業（11～12月） （障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール） ◇「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催【5月】 （スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー） 〈場所：府立丹波自然運動公園（京丹波町）〉 ◇障害者芸術創造事業（芸術作品展の実施） ◇全国車いす駅伝競走大会【2月】 （全国規模の障害者スポーツイベント、都道府県対抗車いす駅伝） 	障害者支援室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	障害のある人		

商工部

所 掌 事 務	(全般) ・商業、工業及び観光等の府内産業の振興を所掌 (人権関連) ・府内企業、商工業団体等の人権意識の向上と人権に係る諸課題の解決を図る	人権教育・啓発の場	企業・職場
		特定職業等	
		人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	企業や商工業団体等は、自らの職場内はもとより、その活動に伴い府民生活や地域社会と関わりを持つ中で、様々な人権に関する課題に直面する機会を有することから、自らの主体となるべき役割を担う一人ひとりが人権の尊重に係る正しい理解と認識を深め、適切な行動を行うことにより、人権意識の向上を図る必要がある。
--------------	---

取組の方向	企業や商工業団体の活動は多岐にわたるため、自らの雇用、労働環境はもとより、個人情報保護の観点から、商工業団体や事業者の代表者や手法に工夫しながら、企業・職場の人権意識の醸成に努めている。
-------	---

【商工部】

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
企業・職場人権啓発推進事業		11～1月	<p>① 事業の目的・概要 企業の代表者及び商工業関係団体役員等に対し、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る。</p> <p>② 内容 ○講演・ワークショップ及び啓発映画の上映 ○テーマ等 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のためのテーマを検討の上、設定する。 ○事業規模 対象者：府内企業の代表者及び商工業関係団体役員等 会場：府内4会場（京都・南丹、山城、中丹、丹後） 参加者数：500名</p>	金融・組合室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			

農林水産部

所 掌 事 務	府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図る。農山漁村における男女共同参画社会づくりの推進を図る。
------------------	--

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業等	
	人権問題	女性

所 管 事 項 に 関 す る 課 題 認 識	農山漁村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根付かせるために、地域活動や農業生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要である。併せて、農山漁村社会における女性の持てる能力発揮と、それが評価される環境づくり、農業経営等の方針決定への参画促進など、男女共同参画を推進していくことが必要である。
--	---

取 組 の 方 向	府内の農林漁業関係団体職員の人権問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深めるため、積極的な人権教育・啓発の取組として、同和問題、障害者問題、女性問題、子どもの人権、男女共同参画など、毎年テーマを定めて研修会を実施しており、今後も継続して研修会等を実施し、さらに人権啓発の推進を図ることとする。 また、農山漁村社会における女性の持てる能力発揮のための様々な活動支援を行うとともに、農林漁業における女性の活躍をテーマとした、写真コンクール及び作品展示等を行っており、今後もこれらの取組を継続して実施し、さらに男女共同参画の推進を図ることとする。
-----------------------	---

【農林水産部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
農林漁業関係団体職員人権啓発研修		2月～3月	<p>農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため研修を実施</p> <p>〔内容〕 毎年1回、北部会場と南部会場の2会場で実施 研修会・講演会の開催 テーマ：未定 講師：未定</p> <p>〔対象者〕 京都府内農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等職員及び府職員</p> <p>〔会場〕 北部会場及び南部会場（京都市内） 参加者数：500名</p>	農村振興課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
農林漁業関係団体役員人権啓発研修補助		4月～3月	<p>農林漁業関係団体が実施する人権研修事業等に対する補助</p> <p>〔内容〕 研修会、講演会、資料作成等の実施に対する補助 テーマ等 —</p> <p>〔対象者〕 京都府農業協同組合中央会 京都府漁業協同組合連合会 京都府森林組合連合会</p>	農村振興課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
農村女性育成事業		7月～3月	<p>農山漁村社会における女性の地位向上、方針決定への参画促進等を図るための啓発の実施</p> <p>〔内容〕 写真コンクールの開催、作品展示等</p> <p>〔テーマ等〕 農林漁業における女性の活躍</p> <p>〔対象者〕 府民</p>	農産流通課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	女性		

土木建築部

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路、河川、公園等の公共施設の整備及びその管理 ■ 府営住宅の整備及びその管理 ■ 福祉のまちづくりの推進 ■ 建設業の許可 ■ 宅地建物取引業の免許
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	建設業者 宅地建物取引業者
	特定職業等	
	人権問題	高齢者・障害者 ホームレス

所 管 事 項 に 関 す る 課 題 認 識	<ul style="list-style-type: none"> ■ 誰もが自由に、かつ、自立的に参加できる社会を実現するためには、公共施設や多数の府民が利用する施設のバリアフリー化を進めていく必要があるが、このような施設の整備には相応の経費を要するだけでなく、施設利用者の理解も重要である。 ■ 建設業は、地元雇用を支える重要な産業であるため、業界の健全な発展が必要である。また、業務の危険性や専門性から、その経営者には、人権意識をはじめとした高い倫理観が求められている。 ■ 宅地建物取引業は、住居という人が生活していく上で必要不可欠な側面に携わるとともに、宅地建物取引の公正を担うものであることから、人権意識をはじめとした高い倫理観をもってその職務にあたる必要がある。
--	--

取 組 の 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設の整備に当たって、ワークショップなど府民参画の中で、公共施設の整備のあり方について府民と事業者が理解を深め、その方向性を見出す取組を進めているところである。その中で、バリアフリー等の重要性についても府民と事業者がともに理解を深めていくこととする。 ■ 建設業については、年間2箇所、人権問題研修を実施し、人権に関する理解を深めることとする。 ■ 宅地建物取引業については、業界が例年実施している自主研修会及び宅地建物取引主任者証（有効期間：5年）の交付を受ける際受講が必要となる講習の機会を捉え、関係者に対して、啓発を行うこととする。
-----------------------	---

【土木建築部】

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
建設業者人権啓発研修		1～2月	<p>建設業者を対象に、人権問題の認識を深めていただき、人権問題の解決に資することを目的として行う講演会</p> <p>〔内容〕</p> <p>① 講演 90分程度 演題：未定 講師：未定</p> <p>② 啓発ビデオ上映 50分程度 題名：未定</p> <p>③ 日時及び会場等</p> <p>南部会場 ・日時 1～2月 ・会場 山城管内を予定 ・対象者 乙訓／山城北／山城南／南丹 土木事務所管内業者</p> <p>北部会場 ・日時 1～2月 ・会場 中丹管内を予定 ・対象者 南丹／中丹東／中丹西／丹後 土木事務所管内業者</p>	指導検査課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
宅地建物取引業者人権啓発		10月 11月 2月 毎月	<p>〔事業の目的〕 宅地建物取引業者が住生活の向上に寄与する重要な社会的責務を担っていることから、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する啓発の重要性を踏まえて、業界団体研修会等の機会をとらえた指導・啓発を実施</p> <p>〔概要〕 業界団体研修時に「基本的人権の尊重」について指導・啓発を行うとともに、従来に引き続いて「取引主任者に対する講習」でも人権問題への配慮について指導・啓発</p> <p>〔内容〕 (社) 京都府宅地建物取引業協会研修会 (10～11月に3回実施予定) (社) 全日本不動産協会京都府本部研修会 (2月に予定) 宅地建物取引主任者法定講習会 (毎月(㊟全30回)開催予定)</p>	建築指導課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			

【出納管理局】

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
府公用封筒による啓発		—	<p>① 事業の目的・概要 府公用封筒に人権啓発標語を印刷することで、府民の人権啓発意識の高揚を図る</p> <p>② 内容 ○標語：「知ろう 守ろう 考えよう みんなの人権」 ○数量：年間650,000枚</p>	入札課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	人権教育啓発		
	人権問題			

企業局

所 掌 事 務	長田野工業団地・綾部工業団地関連業務	人権教育・啓発の場	企業・職場
		特定職業等	
		人権問題	

所管事項に 関する 課題認識	長田野・綾部工業団地を造成し、優良な企業を誘致することによって、地域の雇用を促進し、産業の振興を図っているという観点から、両工業団地の立地企業における人権意識の更なる高揚を図り、就職の機会均等を確保する必要がある。
----------------------	---

取組の方向	人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題に関する研修会を開催するとともに、両工業団地立地企業で構成する長田野工業センター、綾部工業団地振興センターの人権研修事業に対して助成する。
-------	--

【企業局】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
府営工業団地立地企業人権問題研修		未定	<p>①事業の目的・概要 府が造成した工業団地（長田野・綾部）に立地する企業の人事・労務管理職等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。</p> <p>②内容 ○人権尊重意識の高揚を図るため講演会等 ○日数 1日 ○会場 福知山市内</p>	企業総務室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業			<p>府営工業団地立地企業の人権担当者等を対象に実施する研修に対して補助</p> <p>【対象団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（社）長田野工業センター ・（社）綾部工業団地振興センター 	企業総務室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			

警察本部

所 掌 事 務	(警務課)
	・犯罪被害者対策に関する企画、調査及び総合調整に関すること。
	・犯罪被害者等給付金に関すること。
	(教養課)
	・職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関すること。
	(少年課)
・犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。	
(警察学校)	
・基本課程の教養に関すること。	
・一般職員課程の教養に関すること。	
・専門課程の教養に関すること。	

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	
	特定職業等従事者	警察職員
	人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	警察職員は、警察活動を通じて広く府民と接することから、人権に対する一般的な認識を深めることはもとより、犯罪捜査等に伴って支援を行う犯罪被害者をはじめ、聴覚言語障害者等身体に障害を持った方々に対する理解を深めることにより、府民の立場に立った警察活動の推進を図る必要がある。
--------------	---

取組の方向	採用時に行う警察学校では、警察職員として一般的に必要な人権に関する教養を行うほか、警察署等への配置後については、業務ごとに実施する専門的な研修や職場での小集団活動を通じて、警察の業務と関係する個々具体的な人権問題についての理解を深め、人権を尊重し公平な職務執行に努める。
-------	---

【警察本部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
採用時教養における人権教養		通年	<p>① 事業の目的 新たに採用した警察職員に対して、その職務の遂行に必要な基礎的な知識、技能及び体力、気力を修得させるとともに、社会人として必要な人権に対する認識を深めることを目的とする。</p> <p>② 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 警察学校 ○ 対象者 新たに採用された警察職員 ○ 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和、外国人（国籍及び民族等）に関する問題 ・ 児童虐待、DVに関する問題 ・ 高齢者疑似体験等を通じた社会的弱者に対する理解の醸成 	警察学校
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	警察職員		
	計画の推進策			
	人権問題			
職務倫理教養		通年	<p>① 事業の目的 警察職員一人一人がその職責の自覚を深め、国民の信頼と期待に応える警察活動を日々推進するために、必要な倫理観、使命感及び責任感を醸成することを目的とする。</p> <p>② 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 警察本部及び警察署 ○ 対象者 全警察職員 ○ 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務倫理教養教材（人権に関する諸問題）を活用した教養 ・ 人権に関する具体的事例に基づくグループ討議等の実施 	警察本部教養課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	警察職員		
	計画の推進策			
	人権問題			
犯罪被害者支援担当者研修会		4月	<p>① 事業の目的 警察署において犯罪被害者支援を担当する幹部警察官に対して、具体的な支援事例や効果的な支援方策等を教養することにより、被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図ることを目的とする。</p> <p>② 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 警察本部 ○ 対象者 警察署犯罪被害者支援係の担当者等 26名 ○ 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等基本計画について ・ 被害者支援業務の推進上の留意事項 ・ 犯罪被害者等給付金裁定事務に関する留意事項 ・ 被害者支援に係る効果的事例の発表及び検討 等 	警察本部警務課犯罪被害者対策室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	警察職員		
	計画の推進策			
	人権問題			

【警察本部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
女性指定被害者支援要員対象研修会		8月	<p>① 事業の目的 警察署で性犯罪被害者等の支援に従事する機会が多い、女性指定被害者支援要員に対して、性犯罪被害者等の心情、支援に必要となる事項、警察における被害者支援推進上必要となる事項等について具体的な支援事例を交えた教養を行い、より充実した支援活動の推進を図ることを目的とする。</p> <p>② 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 警察本部 ○ 対象者 警察署の女性指定被害者支援要員 約100名 ○ 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等基本計画について ・ 被害者支援業務の推進上の留意事項 ・ 犯罪被害者等給付金裁定事務に関する留意事項 ・ 被害者支援に係る効果的事例の発表及び検討 等 	警察本部警務課犯罪被害者対策室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	警察職員		
	計画の推進策			
	人権問題			
性犯罪指定捜査員研修会		8月 11月	<p>① 事業の目的・概要 性犯罪被害者等の特異な心理状態に配慮しつつ、その心情に配慮した捜査活動を推進して精神的負担の軽減を図るため、捜査活動に従事する女性警察官を対象として、その専門的な教養を行うことを目的とする。</p> <p>② 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 警察本部 ○ 対象者 性犯罪捜査に従事する女性警察官 約170名 ○ 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者支援に関する講義 ・ 性犯罪捜査要領 等 	警察本部捜査第一課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	警察職員		
	計画の推進策			
	人権問題			
手話講習		7月 1月	<p>① 事業の目的 障害者の心情に配慮した警察活動を推進する施策の一環として、警察署等において直接市民に接する警察職員に対して、手話技能を習得させることにより、適切な市民応接の推進を目的とする。</p> <p>② 実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 警察本部 ○ 対象者 警察本部、警察署に勤務する警察職員 約70名 ○ 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 習熟技能別の受講コース分けによる手話技術の向上 ・ テキスト、ビデオによる窓口業務に直結した手話表現の習得 	警察本部教養課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者	警察職員		
	計画の推進策			
	人権問題			

【警察本部】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）	
犯罪被害者対策		通年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者の支援 ○ 捜査過程における被害者の二次的被害の防止・軽減 ○ 犯罪被害者等の安全確保 ○ 犯罪被害者対策推進体制の整備 	警察本部警務課犯罪被害者対策室	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				警察職員
	計画の推進策				
	人権問題				
犯罪被害少年等に対する支援事業		通年	<ul style="list-style-type: none"> ① 少年相談業務の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子メールを活用した少年相談業務の推進 ○ 少年相談電話（ヤングテレホン）の効果的な運用 ② 少年心理分析の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床心理士による継続的な少年相談の推進 ○ 少年心理分析顧問によるカウンセリング技能の向上 	警察本部少年課	
新計画との関係	人権教育・啓発の場				
	特定職業従事者				警察職員
	計画の推進策				
	人権問題				

教 育 庁

所 掌 事 務	(学校教育) ・学校教育における人権教育の推進
	(社会教育) ・府民の自発的な学習活動の推進・人権意識の高揚

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	学校・地域社会
	特定職業等 従事者	教職員・社会教育関係職員
	人権問題	全般

所管事項に 関する 課題認識	<p>(学校教育) 『新京都府人権教育・啓発推進計画』を踏まえ、これまでの成果と課題を明らかにしながら、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進し、同和教育上の残された課題の解決に向けて、積極的な取組に努める。</p> <p>(社会教育) 人権という普遍的文化を構築するため、社会教育における同和教育の成果と手法への評価を踏まえ、同和問題など、あらゆる人権問題の解決に向け、府民の自発的な学習活動を推進し、人権意識の高揚に努める。</p>
----------------------	--

取組の方向	<p>(学校教育) 教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にされた教育の推進を図る。また、基本的人権や同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎と互いの価値観や違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力を培う。</p> <p>(社会教育) あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。</p>
-------	---

【教 育 庁】

事業名		実施時期	概 要	担当課（室）															
人権教育研究指定事業 (人権教育総合推進地域事業)		通 年	<p>基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図り、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を実施</p> <p>文部科学省指定（国）</p> <p>〔指定市町村〕 木津川市（木津町木津中学校区）</p> <p>〔研究主題〕 「学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育をどのようにすすめるか。」 ・・・ 道徳の時間の指導との繋がりを探る・・・</p>	学校教育課 (人権教育室)															
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校・地域社会																	
	特定職業従事者																		
	計画の推進策																		
	人権問題																		
教職員研修事業		通 年	<p>子どもたちが豊かな人権感覚を身に付けられるよう、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや、人権教育に関する知識・技能の向上を図ることを目的とした研修会の実施</p> <p>〔内 容〕 ○京都府総合教育センターにおける研修</p> <table border="1" data-bbox="721 762 1895 1019"> <thead> <tr> <th>研修区分</th> <th>対象者</th> <th>研修内容</th> <th>講 師</th> <th>研修方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本研修</td> <td>教職年数・職能別で指定する教職員</td> <td>・人権教育に係る基本認識 ・人権教育に係る知識及び技能 ・様々な人権問題の現状と課題 等々</td> <td>・センター職員 ・府内の教職員 ・学識経験者</td> <td>・講義、講演 ・実践報告 ・指導資料を使った研究協議や演習 ・ワークショップ</td> </tr> <tr> <td>専門研修</td> <td>領域等で指定する教職員</td> <td>・参加型学習の実習 ・人権学習の指導方法演習 等々</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○学校における人権研修 対象者：教職員 研修内容：年間研修計画に基づき計画的・系統的に実施 ・人権教育の認識の深化を目指した研修 ・人権学習の教材及び指導方法に関わる研修 ・様々な人権問題の現状と課題を理解するための研修 ・保護者啓発を兼ねたPTAとの合同研修 等 研修方法：講義、講演、研究協議、ワークショップ、フィールドワーク</p> <p>○京都教育大学への派遣研修 対象者：現職教育職員 研修内容：人権教育に関する専門的知識及び技能を習得するための研修</p>	研修区分	対象者	研修内容	講 師	研修方法等	基本研修	教職年数・職能別で指定する教職員	・人権教育に係る基本認識 ・人権教育に係る知識及び技能 ・様々な人権問題の現状と課題 等々	・センター職員 ・府内の教職員 ・学識経験者	・講義、講演 ・実践報告 ・指導資料を使った研究協議や演習 ・ワークショップ	専門研修	領域等で指定する教職員	・参加型学習の実習 ・人権学習の指導方法演習 等々			学校教育課
研修区分	対象者	研修内容	講 師	研修方法等															
基本研修	教職年数・職能別で指定する教職員	・人権教育に係る基本認識 ・人権教育に係る知識及び技能 ・様々な人権問題の現状と課題 等々	・センター職員 ・府内の教職員 ・学識経験者	・講義、講演 ・実践報告 ・指導資料を使った研究協議や演習 ・ワークショップ															
専門研修	領域等で指定する教職員	・参加型学習の実習 ・人権学習の指導方法演習 等々																	
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校																	
	特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員																	
	計画の推進策	指導者の養成																	
	人権問題																		

【教 育 庁】

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
トータルアドバイスセンター 教育相談事業		通 年	<p>不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員(精神科医、臨床心理士)、家庭教育カウンセラー(臨床心理士)、教育相談指導員(京都府総合教育センター電話相談員)、京都府総合教育センター研究主事等が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施</p> <p>[内 容] 教育相談</p> <p>[実施方法・相談時期] 電話教育相談 京都府総合教育センター：毎日 24時間対応 北部研修所：毎日 24時間対応 メール教育相談 随時 来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00 巡回教育相談 月2回程度</p>	学校教育課 社会教育課
新 計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	家庭		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	子ども		
人権教育推進事業 (人権教育指導者研修会)		7月 10月	<p>京都府内の社会教育関係職員等を対象に、地域の実情に即した学習課題を明確にしながら、あらゆる人権問題の解決に役立てる学習活動を推進するために必要な指導者の資質向上を目的とする研修会を2回に分けて実施</p> <p>[対象者] 社会教育主事、社会教育指導員、人権教育関係職員、識字学級指導者、学校教育関係者、隣保館職員等</p> <p>[研修内容] ・様々な人権問題の現状と課題 ・参加型学習の実習 等</p> <p>[講 師] ・社会教育課社会教育主事、府内の教職員、学識経験者 他</p> <p>[研修方法等] ・講義、講演 ・実践報告 ・ワークショップ</p>	社会教育課
新 計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	地域社会		
	特定職業従事者	教職員・社会 教育関係職員		
	計画の推進策	指導者の養成		
	人権問題			

【教 育 庁】

事業名		実施時期	概 要	担当課（室）
人権教育推進事業 （人権教育行政担当者協議会）		通 年	各教育局が、人権教育指導者研修会等の成果を踏まえながら、関係機関との連携を図り、人権に関する課題解決の方策についての研究協議を行うとともに、管内市町村の人権に関する取組状況の情報交換を実施 〔対象者〕 各市町村社会教育・人権教育行政担当者、社会教育委員、学校教育関係者、同和教育・人権教育推進協議会指導者・隣保館職員等 〔内 容〕 ・人権に関する課題解決の方策についての研究協議 ・管内市町村の人権に関する取組状況等の情報交換 ・人権教育に関する研修会 〔実施回数〕 各教育局毎3回程度	社会教育課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会		
	特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
	計画の推進策	指導者の養成		
	人権問題			
人権教育推進事業 （学習教材・啓発資料整備）		通 年	生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材や啓発資料等の整備を推進 〔内 容〕 学校、地域社会、家庭、企業・職場等あらゆる場面で人権について学ぶことができるよう、視聴覚教材・啓発資料をはじめとする学習教材を整備	社会教育課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会		
	特定職業従事者			
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備		
	人権問題			
森と小川の教室推進事業 （みどりキャンプ・さわやかグリーンキャンプ）		通 年	障害のある子どもも一緒になって自然の中で共同生活を行うことを通して、心のふれあいを深めながら支援する心を培うなど、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動をとおして、自立心、主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施 （1）みどりキャンプ（るり溪少年自然の家） 〔内 容〕 キャンプ及び自然体験活動、スタッフ研修会、親子説明会、体験発表会等 〔対象者〕 府内の小学4年生～中学生、特別支援学校小学部4年生以上中学部の児童生徒 （2）さわやかグリーンキャンプ（南山城少年自然の家） 〔内 容〕 キャンプ、参加者とボランティアスタッフの集い、参加者・保護者・スタッフ交流会等 〔対象者〕 府内の小学4年生～中学生、特別支援学校小学部4年生以上中学部の児童生徒	社会教育課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	障害のある人		

【教 育 庁】

事業名			実施時期	概 要	担当課（室）
京のわくわく探検事業			通 年	<p>地域社会で子どもを育てる環境の充実、人間性豊かな青少年の育成を目指し、様々な体験活動を通じて、障害のある子どもたちも一緒に地域の学生、高齢者など幅広い世代の人たちや子ども同士の交流を行う事業を委託実施する。</p> <p>〔内 容〕 世代間交流支援事業及び子ども同士交流支援事業 〔テーマ等〕 障害のある子どもたちも一緒に地域の多くの異世代の人たちと交流したり、地域の実情にあわせて伝統文化に触れるなど京都らしい体験活動を行ったり、ともに過ごす居場所を作る。 〔対象〕 市町村教育委員会及び市町村教育委員会が推薦する実行委員会</p>	社会教育課
新 計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	地域社会			
	特定職業従事者				
	計画の推進策				
	人権問題	障害のある人			